

# 「デイサービスセンターはまかぜ茜館」重要事項説明書

令和6年 4月 1日

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(天草市指定 第4371500358号)

当事業所はご契約者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## ◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の配置状況.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3~4
6. 苦情の受付について.....	5~6
7. 事故発生時の対応について.....	6
8. 虐待防止について.....	6
9. 衛生管理について.....	6
10. 業務継続計画について.....	7
11. 第三者の評価.....	7

## 1. 事業者

- (1) 法人名 NPO法人 重宝会  
(2) 法人所在地 熊本県天草市倉岳町宮田1230  
(3) 電話番号 0969-64-2030  
(4) 代表者氏名 代表 塚元 麻理子  
(5) 設立年月 平成15年11月19日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成25年6月8日指定  
熊本県 4371500358号  
平成28年4月～地域密着型通所介護、介護予防通所介護  
平成29年4月～通所型自立支援サービス（要支援、事業対象者）  
(2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、契約者に通所介護サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター はまかぜ茜館
- (4) 事業所の所在地 熊本県天草市倉岳町宮田 269番地1
- (5) 電話番号 0969-64-2030
- (6) 管理者氏名 福田 裕美
- (7) 当事業所の運営方針 当事業所の生活相談員、介護職員等の従業者が社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを基本とします。
- (8) 開設年月 平成19年6月8日
- (9) 利用定員 15人（地域密着型通所介護、通所型自立支援サービス）

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 天草市倉岳町（ほか近隣の町を実施）

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
受付時間	月～日 8：00～17：00
サービス提供時間	月～金 9：00～15：30

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して地域密着型通所介護及び通所型自立支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者		1名
2. 生活相談員（管理者が兼務）		
3. 介護支援専門員（兼務）		
4. 介護職員		1名
5. 看護職員・機能訓練指導員		1名
6. 調理員		1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、

1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 生活相談員	勤務時間：8：00～17：00 ☆主に生活相談、指導の業務を行う。
2. 介護職員	勤務時間：8：00～17：00 ☆原則として1名の介護職員が勤務します。

3. 看護職員	勤務時間： 8：00～17：00 ☆原則として1名の看護職員が勤務します。
4. 機能訓練指導員	月曜日～金曜日に看護職員が兼務で行います。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（介護保険負担割合証に記載）が介護保険から給付されます。

☆加算対象：利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

### 〈サービスの概要〉

#### ★共通的サービス

##### ①食事の介助（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）

- ・食事の準備、介助を行います。
- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

12：00～13：00を基本にしていますが体調に合わせて時間変更ができます。

##### ②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。車椅子使用の利用者も入浴の介助を行います。

##### ③排泄

- ・ご契約者の排せつの介助を行います。

##### ④機能訓練

- ・看護師の指導により、日常生活を送るのに必要な機能回復又は減退を防止するための援助を行います。

##### ⑤送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

#### **<サービス利用料金(1回あたり)> (契約書第6条参照)**

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆共通的基本サービス（6時間～7時間）（詳細は別紙を参照）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6, 780円	8, 010円	9, 250円	10, 490円	11, 720円
2. うち、介護保険から給付される金額	6, 102円	7, 209円	8, 325円	9, 441円	10, 548円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1 - 2)	678円	801円	925円	1, 049円	1, 172円

加算：・入浴介助加算40単位／日 ・介護職員処遇改善加算（I）月利用額の5.9%

・サービス提供体制強化加算III 6単位／1回 ・介護職員等ベースアップ等支援加算 月利用額の1.1% ・介護職員等特定処遇改善加算 月利用額の1.0%が負担となります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要な事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

#### **（2）介護保険の給付対象とならないサービス**

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

#### **<サービスの概要と利用料金>**

##### **①食事（昼食）の提供に係る費用**

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等に係る費用です。

料金：1回あたり550円

##### **②レクリエーション、クラブ活動**

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

#### ③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。（1枚につき 10円）

#### ④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代 : 実費

理容代 : 実費

#### （3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月10日～15日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1か月に満たない機関のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 下記指定口座への振り込み

振込先：郵便局 17160（普通）23325421

名義：NPO法人 重宝会 代表者 山方重義

イ. 自動引き落とし、振込み以外は現金支払いとなります。

※自動引き落とは、はまかぜ事務所で受付しています。

#### （4）利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出してください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額を頂く場合があります。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

### 6. 苦情の受付について

#### （1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 管理者 福田 裕美

○受付時間 毎週月曜日～金曜日  
8：00～17：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

天草市高齢者支援課	所在地 天草市東浜町8番1号（市役所） 電話番号 0969-23-1111 受付時間 8：30～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地 熊本市健軍1丁目18番7号 電話番号 096-365-0329 受付時間 8：30～17：00
熊本県社会福祉協議会	所在地 熊本市南千反畠町3番7号 電話番号 096-324-5471 受付時間 9：00～17：00

7. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、応急処置及び緊急受診等の必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。また、必要に応じて保険者及び天草市の必要機関に速やかに報告いたします。

8. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者

虐待防止に関する責任者	(役職) 管理者 福田 裕美
-------------	----------------

(2) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、事業所に、担当職員を設置するとともに、虐待防止委員会を設置し、定期的な対策会議・研修等を行い、必要な体制づくり、指針整備に努めます。

(3) サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村へ通報するものとします。

9. 衛生管理について

事業所は、常に衛生環境に配慮し、必要な設備、備品等の確保に努めます。また、事業所に、感染対策委員会を設置し、感染症に関する指針を整備するとともに、感染対策並びに発生時の迅速な対応ができる体制づくりに努めます。

10. 業務継続計画について

事業所は、感染症や非常災害の発生時に備え、事業の継続及び休止時の早期再開を図るために計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、発生時は、当該業務継続計画に従い対応を行います。また、業務継続計画は、職員間での共有を図るとともに、必要な研修・

訓練を行いながら見直しを行い、実用性のある計画となるよう、その作成に努めます。

11. 第三者の評価は現在実施しておりません。

年　　月　　日

指定地域密着型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター　はまかぜ茜館

説明者　職名　　氏名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所　　氏名　　印

代理人住所　　氏名　　印